

## 泉南市漁業協同組合支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、電気代の価格高騰による影響を受ける泉南市内の漁業協同組合に対し、予算の範囲内において、泉南市漁業協同組合支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）事務所を泉南市内に置く漁業協同組合であること。
- （2）漁業協同組合で使用している施設であり、同組合にて電力料金を支払っていること。
- （3）泉南市暴力団排除条例（平成25年泉南市条例第18号）第2条に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員等又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、漁業協同組合の施設にて使用した直近1年間の電気使用量の価格高騰分に相当する額の1/2で1件あたり150万円を上限とする。

2 申請者1人（団体）につき1件までの申請とし、複数の施設を所有する場合は合算により申請するものとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に対し令和8年3月6日までに、次に掲げる書類を提出することにより申請しなければならない。

- （1）泉南市漁業協同組合支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- （2）誓約事項（様式第1-2号）
- （3）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

### (補助金の交付の決定等)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、申請者の不利益となる範囲で補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をするものとする。

3 市長は、申請に係る書類等に形式上の不備があると認めるときは、当該申請をした申請者に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることがある。この場合において、当該相当の期間内に申請者が補正を行わなかったとき、市長は当該申請が取り下げられたものとみなすことがある。

4 市長は、補助金の交付を決定したとき、予算の範囲内で交付の申請をした漁業協同組合に補助金を支払うものとする。

5 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった日から 15 日以内に、当該申請に係る補助金の交付の決定又は、補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(補助金の交付の決定通知)

第6条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、交付申請者に補助金の支払いを行うことをもって通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請が第2条各号に定める要件に該当しないと認め、補助金の不交付を決定したときは、泉南市漁業協同組合支援事業補助金不交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を行った場合には、交付決定を行った日から 15 日以内に補助金を交付するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付の申請を行った漁業協同組合が、補助金の交付の決定までに当該申請を取り下げようとするときは、泉南市漁業協同組合支援事業補助金交付申請兼請求取下書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(届出義務)

第9条 第5条第1項及び第2項の規定による補助金の交付の決定を受けた者が、第2条各号に定める要件を満たさないことが明らかとなったときは、泉南市漁業協同組合支援事業補助金交付要件欠如届出書（様式第4号）により、速やかに市長に届け出るものとする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、補助金の交付の決定を受けた漁業協同組合が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(1) 第2条第1号から第3号までのいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

(2) 交付の決定をした日において、第2条第3号に該当していたことが判明したとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 補助金の返還に係る費用については、申請者の負担とする。

(違約金及び滞納金)

第12条 申請者は、第10条各号の規定による取り消しに關し、補助金の返還を命ぜられたときは、補助金の返還のほか、違約金及び滞延金を支払なければならない。この場合において、市に納付しなければならない違約金の額は、補助金の受領日から納付の日までの日数に応じ、政府契約の支払い滞延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を違約金として徴収する。

2 第1項の規定により違約金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付額は、当該返還を命ぜられた補助金に充てられたものとする。

3 申請者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、政府契約の支払い滞延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を滞延金として徴収する。

4 第1項、及び第3項の場合において、一部補助金を返還した部分があるときは、当該返還を受けた部分に係る額を控除する。

5 前条第2項の規定は、違約金及び滞延金の納付について準用する。

(調査等)

第13条 市長は、本事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、本事業に関する調査等を実施することとし、申請者及び交付決定を受けた者はその調査等に応じなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年1月23日から施行する。